

「スト破り」指導の事実に「國労千葉解説は許せない」

日刊
動労千葉

85.12.18
No. 2120

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)一九三五六・(公衆)〇四七二(22)七二〇七

10万首切り阻止の生産点実力 スト決起は絶対正義!! 職場の仲間の必死の決起を 少しあも妨害すべきではない!!

動労千葉は、十二月十六日付「速報国労千葉」の「『動労千葉』のストライキ及び列車妨害事件についての国鉄労働組合の態度」なる国労千葉地本の見解について、ストライキを開いた者として重大な疑義と怒りを感じざるをえません。

もし国労千葉地本がこのような態度をとり続けるならば、われわれは、あえて全国労組合員に真実を訴え、討論を呼びかけざるをえないと考えるものであります。

ストに決起した労働者・労働組合にいかなる態度をとるのか

見解の骨子は、①今日の政治動向や情勢からして「動労千葉」のストに共闘する状況ないと判断した。②しかし、ストを妨害する意志もないことを明らかにし、当局に業務命令・安全問題について申し入れてきた。③「動労千葉」のストは、国労として評価できる戦術ではない。④列車妨害は許せない。⑤従つて「動労千葉」が今の態度をとり続けるかぎり、共闘問題は「白紙」とする。というものです。

国労が動労千葉のストをどう評価するかそれは自由です。

しかし、われわれが第一に指摘せざるをえないのは、ストライキに決起した労働者・労働組合に対し、労働組合としていかなる態度をとつたのかということです。このことが問われたからこそ国労も当初「スト破りはしない」と言つていたのではないか。

「スト破り」の事実こそが問われている

全職場で真実を明らかにし
討論をまき起こそう

国労が今、闘うか闘わないかそれは国労自身が決めることです。だからこそわれわれは、国労に対しストライキで「共闘」しようとは申し入れなかつたのです。ただ「スト破りはしないでほしい」と申し入れただけなのです。

こうした事実を真正面から受けとめず、「スト破り」を居直り、自ら闘わなかつたことを、闘つた者を誹謗することで正当化するがごときやり方は、決して労働組合のとるべき道ではないと考えます。

いつから闘わないことが共闘の原則となつたのか

こうしたことが続くなら、われわれは、全職場で問題を提起し、討論を起こし、真実を明らかにする決意です。